

館山ケアセンター夢くらぶ 居宅支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団優和会が開設する館山ケアセンター夢くらぶ（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業及び介護予防支援業務・介護予防ケアマネジメントの受託事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、居宅介護支援専門員が、要介護者等の心身の状況に応じて適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮する。

- (1) 利用者の心身の状況、環境を考慮し、利用者の選択に基づいた保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から総合的、効率的に提供されるよう配慮する。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業所に不当に偏ることがないよう公正中立に行う。
- (3) 事業の運営に当たっては、関係市町村・地域包括支援センター・老人介護支援センター・他の指定居宅介護支援事業者・指定介護予防支援事業者・介護保険施設・居宅サービス事業所等との連携に努める。
- (4) 事業所は関係医療機関に対し利用者の状態を把握し、必要に応じて情報提供を報告する。また、入院・退院に関しては家族等とカンファレンスに参加をする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 館山ケアセンター夢くらぶ
- (2) 所在地 千葉県館山市山本392-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の種類、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- (2) 主任介護支援専門員 1名以上
主任介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供と介護支援専門員の指導及び助言、育成に当たる。管理者との兼務が可能。
- (3) 介護支援専門員 常勤換算方法 1名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日、営業時間及び営業場所)

第5条 事業所の営業日、営業時間及び営業場所は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始(12月30日～1月3日)を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 営業場所 所在地と同じとする。

(指定居宅介護支援の内容及び利用料その他の費用)

第6条 指定居宅介護支援事業の内容。

- (1) 介護支援専門員は依頼や必要に応じて面接、相談に応じ、その心身の状況を調査する。相談窓口は館山ケアセンター夢くらぶ内にて行う。
- (2) 要介護者がその心身の状況等に応じ、適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるようにする。
- (3) サービスの利用にあたっては、関係市町村・地域包括支援センター・老人介護支援センター・他の指定居宅介護支援事業者・指定介護予防支援事業者・介護保険施設・居宅サービス事業所等との連携に努める。
- (4) サービス担当者会議の開催場所は自宅及び介護老人保健施設館山ケアセンター夢くらぶ内1階とする。
- (5) 課題分析においては、原則として全社協方式で行うものとする。
- (6) 介護支援専門員の居宅訪問頻度は、少なくとも月1回以上とする。
- (7) モニタリングの結果記録は月1回とする。
- (8) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した後も利用者等や居宅サービス従事者等と連絡を常に確保し、居宅サービス計画の実施状況を把握・分析し、必要に応じて居宅サービス計画の変更や居宅サービスの調整その他便宜の提供を行う。
 - 2 指定居宅介護支援事業の利用の額については、厚生労働大臣が定める基準による。
 - 3 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通交通費の徴収はしない。

(事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、館山市及び南房総市の区域とする。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個

個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(苦情処理に関する事項)

- 第 10 条 事業所は提供した指定居宅介護支援または自らが居宅サービス計画に位置付けた事業に対する利用者または家族から苦情があった場合は迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は提供した指定居宅介護支援に関し介護保険法により市町村・国民健康保険団体連合会が行う口頭での報告や文書等の提出が認められた場合は、迅速に協力し指導や助言をいただく。

(虐待防止に関する事項)

- 第 11 条 事業所は利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的で開催すると共にその結果を従事者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備。
 - (3) その他虐待防止のために必要な研修を定期的で開催する。
 - (4) 虐待防止を適切に実施するため担当者を置く。
- 2 事業所はサービス提供中に当該事業所従事者または擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

(身体拘束に関する事項)

- 第 12 条 事業所は原則として利用者に対し身体拘束を行ってはならないが、当該利用者が生命または身体を保護するため等、緊急やむを得なかった理由を記録し、利用者や家族、介護保険サービス等と連携に努める。

(感染症対策に関する事項)

- 第 13 条 事業所は感染症が発生し、またはまん延しないように次に掲げる措置を講じる。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止の対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上は開催し従事者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所は感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修や訓練を行う。
 - (4) 事業所は「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒の発生が疑われる際

- の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 2 定期的にネズミ、害虫等の防除を行う。

(非常時災害対策)

- 第 14 条 事業所は非常災害に関する具体的に計画を立て定期的に避難、救出その他の必要訓練を行い利用者の安全に対して万全を期するものとする。
- 2 通報、消火、避難の各訓練については介護老人保健施設館山ケアセンター夢くらぶと協力し参加する。

(業務継続計画の策定等)

- 第 15 条 事業所は感染症や非常災害の発生において利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制での業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は従事者に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施する。
 - 3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(職員の質の確保、ハラスメント処理)

- 第 16 条 事業所従事者の質の向上のために、その研修の機会を確保する。
- 2 事業所従事者は認知症ケアに関する知識や技術を習得し必要な研修や集会に参加する。
 - 3 事業所従事者は適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から事業所において行われる性的な言動または優越的關係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者の就業環境を害されることを防止するため方針を明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他の運営に関する留意事項)

- 第 17 条 事業所は、職員の向上を図るために研修を行う。
- (1) 採用時研修 採用に当たっては、採用時研修を実施する。
 - (2) 継続研修 年 1 回以上の研修を実施する。
 - 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、事業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団優和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規定は、平成 18 年 8 月 1 日から実施する。

この規定は、平成 24 年 2 月 8 日から実施する。

この規定は、平成 31 年 1 月 1 日から実施する。

この規定は、令和 4 年 4 月 15 日から実施する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。